

中国技保第56号
中国技整第207号
令和2年10月23日

(公社) 広島県バス協会会長 殿

中国運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車の車両管理の徹底について

事業用自動車の安全な運行の確保については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、本年3月及び10月に管内の乗合バス事業者による自動車検査証の有効期間満了日が経過している状態（いわゆる「車検切れ」）での運行が連続して発生しました。

幸い車両故障等関連事故には至っていませんが、輸送の安全確保を最優先に努めるべき旅客運送事業者にとって、当該車検切れ運行が発生したことは業界全体の信頼を失墜させることとなり誠に遺憾です。

つきましては、今後同種事案の再発防止を図るため、下記のとおり車両管理に万全を期して頂くよう、貴会会員に対し周知徹底方願います。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条等の規定に基づき、その使用する自動車の点検及び整備を徹底し安全確保を図ること。
2. 整備管理者による車両管理については、点検及び整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保を図ること。
3. 点検及び整備を外注する場合は、外注先の整備事業者との間でスケジュール管理等について連携及び確認を確実に行うこと。

